

京都市農業振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における農業生産の増大と農業者所得の向上を図るため、別表に掲げる事業実施主体が実施する農業振興対策事業（以下「事業」という。）に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる要件の1つ以上を満たす事業に要する経費であって、市長が適当と認めるものについて交付する。ただし、京都市土地改良事業補助金交付規則に基づく補助金の交付を受けているものを除く。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域を対象とする事業
 - (2) 生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区を対象とする事業
 - (3) 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者若しくは京都市旬野菜認定農家が耕作する農地等を対象とする事業
- 2 農業生産基盤整備事業にあつては2名以上が使用する場合、農業近代化推進事業にあつては3名以上が使用する場合を交付の対象とする。
- 3 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、個人が単独で使用している場合も交付の対象とできる。
- (1) 第1項第1号及び第3号の両方を満たす用排水施設、機械揚水施設の整備事業
 - (2) 第1項第2号及び第3号の両方を満たす用排水施設、機械揚水施設の整備事業
 - (3) 第1項第2号に該当する用排水施設の整備事業のうち、水源を上水道に変更する事業
 - (4) 国及び京都府の補助金等を活用する個別経営体を実施する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費（以下「事業費」という。）に別表に掲げる率を乗じて得た額以内で、毎年度予算の範囲内の額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条に規定する申請は、交付申請書（第1号様式）によって、事業開始の20日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業実施計画書及び収支予算書
- (2) 事業実施主体において団体にあつては規約（法人を除く。）、個別経営体にあつては経営状況のわかるもの
- (3) 見積書等、事業費の積算根拠となる書類（以下「設計書等」という。）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから20日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、交付決定通知書（第2号様式）によ

り、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第6条 条例第11条第1項第1号による変更は、変更承認申請書(第3号様式)に変更しようとする部分に係る設計図書等を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な工種に変更がない内容変更で、事業費の変更を伴わないもの
- (2) 雑費から工事費への流用で、事業費の変更を伴わないもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止は、中止・廃止承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(事業の着手)

第7条 事業実施主体は、地域の実情により効率的な実施を図る上で緊急かつ事業着手が遅れることにより農業経営又は事業実施主体の活動に重大な不利益が生じると認められる場合で、次の各号に該当するときは、交付申請後に交付決定前着手届(第5号様式)を提出し事業着手することができる。

- (1) 水源を機械揚水施設のみに依存し、改良又は更新しないと重大な不利益が生じるもの
- (2) 用排水施設の改良又は更新のうち、事故等の発生するおそれのあるもの
- (3) 関係機関と協議し適正な指導を受け、事業の内容が的確となったもので、十分な事業期間が確保できないもの

2 事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかに着手届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、実績報告書(第7号様式)により行わなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、第8条に規定する報告を受けた場合は、その内容を精査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書(第9号様式)を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、第9条による場合を除き、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(検査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付の決定を受けた者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、検査することがある。

2 市長は、前項の検査の結果、必要があると認めるときは、破壊検査を行うことがある。この場合において、当該検査により破壊した箇所の復旧に要する経費は、交付の決定を

受けた者が負担しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第1条、第2条、第3条関係）

事業区分	事業種目	事業実施主体	事業内容	補助率
農業生産基盤整備事業	用排水施設、機械揚水施設の整備	土地改良区 農業協同組合	用排水施設、機械揚水施設、暗きよ排水施設等の新設、改良、更新	100分の65 (100分の50)
	ほ場整備	農事組合法人	区画整理等	
	客土	2名以上の農業者で組織する団体	客土等	
	農道整備		農道の新設、改良、舗装等	
	農用地等造成		農用地造成等	
	農業生産基盤整備用機械の設置		農業生産基盤の整備を行うために必要な機械の設置等	
特認		市長が特に認めた事業		
農業近代化推進事業	栽培管理施設の導入及び設置	農業協同組合 農事組合法人 3名以上の農業者で組織する団体	農業機械の導入、農機具格納庫、育苗施設、かん水施設、温室管理施設、養液栽培施設、家畜ふん尿処理施設等の設置	100分の70 (100分の80)
	集出荷販売貯蔵施設の設置	個別経営体（ただし、国及び京都府の補助金等を活用できるものに限る。）	集出荷所、販売所、貯蔵所、集乳所等の設置	
	処理加工施設の設置		穀物等乾燥調整施設、調製所、加工施設、畜産物処理施設等の設置	
	飼養管理施設の設置		畜舎、家畜用水施設、放牧施設、家畜管理所等の設置	
特認		市長が特に認めた事業		

注 農業生産基盤整備事業の括弧書きについては、生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区に適用する。また、農業近代化推進事業の括弧書きについては、特定農山村法、山村振興法、過疎法対象地域及び隣接地域に適用する。

第1号様式（第4条関係）

農業振興対策事業補助金交付申請書

（宛先）京都市長	年月日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 担当者の所属及び氏名 電話（ ）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。							
申請金額		円					
施 事 団 業 体 実	構成人員	構成地域			設立年月日		
	人				年	月 日	
事業計画	事業区分（事業種目）						
	事業目的						
	事業内容						
	着手予定年月日	年 月 日					
	完了予定年月日	年 月 日					
	受益面積	ヘクタール (うち農用地区域面積) ヘクタール					
	経費負担区分	事業費	補助金	自己負担	その他		小計
	円	円	円	円	円	円	
収支予算	収 入	区分	予算額			備考	
		補助金	円				
		負担金					
		計					
	支 出	区 分	予算額			備考	
		事業費	円				
		計					

第2号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

<申請者> 様

京都市長
(担当)

年度 農業振興対策事業交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました京都市農業振興対策事業補助金については、
下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付予定額
- 2 事業の実施場所
- 3 交付の条件
 - (1) 事業計画書に基づき実施してください。
 - (2) 京都市農業振興対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項に基づき、事業に着手したときは事業着手届を提出してください。
 - (3) 事業の内容を変更又は中止・廃止をしようとするときは、あらかじめ要綱第6条に基づき、承認を受けてください。
 - (4) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
 - (5) 実績報告書提出後、しゅん工検査を実施します。
 - (6) 京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
 - (7) 条例第16条第1項に掲げる書類は、補助事業完了の翌年度から起算して10箇年間保管してください。
 - (8) 当該補助事業により取得した施設は、適正な管理を行ってください。
 - (9) 当該補助事業により取得した施設を廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。ただし、承認の条件として、補助金の全部もしくは一部の返還を命じることがあります。
 - (10) その他条例、要綱を遵守してください。

※国・府補助を活用する場合、以下の条文を追加

(11) また、国及び京都府の補助金等を活用するものについては、国及び京都府の事業で定める期間、定める期日までに、当該年度に必要な報告等の提出を命じることがあります。

※不交付の場合

(不交付の理由)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第3号様式（第6条関係）

農業振興対策事業計画変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 担当者の所属及び氏名 電話 ()

京都市農業振興対策事業補助金交付要綱第6条の規定により事業計画変更承認を申請します。

変更前の事業費	円
変更後の事業費	円
変更の理由	

変 更 の 内 容

事業計画		変 更 前					変 更 後						
		事業区分 (事業種目)											
	事業目的												
	事業内容												
	着手予定 年月日	年 月 日					年 月 日						
	完了予定 年月日	年 月 日					年 月 日						
	受益面積	ヘクタール					ヘクタール						
	経費負担区分	事業費	補助金	自己負担	その他		小計	事業費	補助金	自己負担	その他		小計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

収支予算	収入	区分	予 算 額					予 算 額				
		補助金	円					円				
		負担金										
		計										
	支出	区分	予 算 額					予 算 額				
		事業費	円					円				
		計										

※ 変更後の欄は変更になった該当箇所のみ記入してください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

農業振興対策事業計画中止・廃止承認申請書

（宛先）京都市長

住 所
団体名

年 月 日付け第 号で通知のありました農業振興対策事業補助金について、事業を 中止 廃止 することとなりましたので、京都市農業振興対策事業補助金交付

要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金の額

3 中止・廃止の理由

注 該当する□にレ印を記入してください。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

農業振興対策事業交付決定前着手届

（宛先）京都市長

住 所
氏 名

上記のことについて、下記により交付決定前に着手することを認めていただきたく、届け出ますのでよろしくお願い致します。

なお、本件については、下記条件を了承し、今後交付決定がなされなかった場合においても異議を申し立てません。

記

- 1 補助事業名

- 2 補助事業の概要

- 3 補助事業の着手及び完了予定日
着手 年 月 日
完了 年 月 日

- 4 補助事業の事前着手理由

交付決定前着手に係る条件等

- （1） 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。
- （2） 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3） 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

第6号様式（第7条関係）

農業振興対策事業着手届

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の主たる 事務所の所在地	届出者の名称及び代表者名 電話 ()

京都市農業振興対策事業補助金交付要綱第7条の規定により事業に着手したことを届け 出ます。	
事業区分（事業種目）	
事業内容	
実施場所	
着手年月日	年 月 日
施行方法	
事業量	
工事請負人又は購入先 住所 氏名	
設計額	円
請負額	円
請負率	パーセント

第7号様式（第8条関係）

農業振興対策事業実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
報告者の主たる 事務所の所在地	報告者の名称及び代表者名 電話 ()

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により事業実績を報告します。						
事業 実績	事業区分 (事業種目)					
	事業目的					
	事業内容					
	着手年月日		年 月 日			
	完了年月日		年 月 日			
	受益面積		ヘクタール (うち農用地区域面積)		ヘクタール	
	経費負担区分		事業費	補助金	自己負担	その他
		円	円	円	円 円	円
収支 決算	収入	区分	決算額			備考
		補助金	円			
		負担金				
		計				
	支出	区分	決算額			備考
		事業費	円			
計						
補助金交付予定額						
精算事業費総額						
*精算補助金額						
*交付済補助総額						
*未交付補助金額						

注 1 *の欄には記入しないでください。

2 完了年月日の欄には、機械器具等の購入の場合は、納品年月を記入してください。

第8号様式（第9条関係）

農業振興対策事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
請求者の主たる 事務所の所在地	請求者の名称及び代表者名 電話 ()

京都市農業振興対策事業補助金交付要綱第9条の規定により補助金の概算払を請求します。											
今回請求金額				円							
補助金交付通知額											
受領済概算払 補助金額				第 回			円				
				計			円				
				第 回			円				
事業区分	事業種目	施行方法	実施場所	事業内容				備考			
設計書 番号	設計				出来高				残高		概算払 請求金額
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	単価	金額	
			円	円			円	円	円	円	

注 実施場所の欄には、機械、器具等の購入の場合は、設置又は保管の場所を記入してください。

第9号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

〈申請者〉 様

京都市長
(担当)

年度農業振興対策事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付け京都市指令 第 号に係る 年度農業振興対策事業補助金
につきましては、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定により、下記のと
おりその額を決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額
金 円
- 2 事業の実施場所